

参考資料

鉄道事業許可について

- 鉄道事業の経営を行うために必要な手続きです。

鉄道事業の経営を行うには、鉄道事業法第3条に規定される許可を受ける必要があります。今回の鉄道事業許可は、JR西日本から経営分離される北陸本線（金沢・俱利伽羅間）の運行を引き継ぎ、鉄道事業の経営を行うために必要な手続きです。

鉄道事業法（抜粋）

第3条 鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 審査・許可

鉄道事業法第5条により、国土交通大臣が審査の上、許可をすることとなっています。

鉄道事業法（抜粋）

第5条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 その事業の計画が経営上適切なものであること。
- 二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

- 開業までの予定

今後、上限となる運賃の認可申請と実際の運賃の届出や、列車の運行計画（ダイヤ）の届出といった手続き等も経て、平成26年度末の開業を予定しています。